

平成30年度 第8回大島町農業委員会総会議事録

平成30年度定例大島町農業委員会が、平成30年11月26日（月）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、笠間隆夫 |
| 11、山本政一 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | | | | |
|------|-------|-------------|---------|--------|
| 農業委員 | 7、伊藤潔 | 農地利用最適化推進委員 | 2、山下ひとみ | 4、志村貞昭 |
|------|-------|-------------|---------|--------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|------|------|
| 中田太 | 産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 本間百展 | 主事 |

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
- 日程第2： 農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見について
- 日程第3： 農地の権利移動の許可について
- 日程第4： 大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦について
- 日程第5： その他

6、本日の書記は次の通り

- | | |
|----|------|
| 主事 | 本間百展 |
|----|------|

土屋議長 それでは、平成30年度第8回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中2名参加していただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第4 1 条に規定する議事録署名委員は1 0 番委員と1 1 番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」です。事務局から報告をお願いします。

事務局(本間) P. 1、非農地証明願出書について説明します。申請人は□▲丁目▲番▲号、○○。申請地は□▲番▲。登記上の地目は畑。現況は山林となっております。面積は▲㎡です。現地調査は1 0 月3 0 日火曜日に五十嵐委員、澤田委員、向山委員の3 名と事務局が行いました。現地は山林となっております地目の変更は妥当だと判断いたしました。P. 3 をご覧いただきますと申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□より□方面へ▲mほど進み左折、▲mほど進んだ進行方向左手側に位置します。P. 4 をご覧いただきますと現地の写真となっております。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。以上、会長報告を終わります。続きまして日程第2「農地の転用のための権利設定の許可申請に係る意見」について議案第6 号を上程いたします。事務局から議案第6 号の朗読及び内容の説明をお願いします。

事務局(本間) 説明します。申請人及び借受人は□▲丁目▲番▲-▲、○○、▲歳。貸渡人は□▲番▲、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡。申請事由ですが、申請人である○○は定年退職後に大島町に移住し、妻の実家である○の経営を引き継ぐための分家住宅を建設するというものです。申請地といたしましては、農業振興地域の農用地となっておりますが、平成3 0 年度第1 回大島町農業振興協議会で除外の議決がされた後、東京都から同意、公告縦覧を経て除外されました。農地であり第1 種農地、第2 種農地、第3 種農地のいずれにも該当しないことから、第2 種農地と判断されます。P. 7 をご覧いただきますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□▲号線□より、□方面へ▲mほど進み右折、▲mほど進み□を左側に▲mほど進み右折、道なりに進み□をさらに道なりに進み□を右折した進行方向左側に位置します。P. 8 をご覧いただきますと申請地の公図、P. 9 は転用計画図となります。以上です。

土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。3 番。

新保委員 事務局の説明のとおりですが西、南、北側は周りを防風林に覆われた平坦な土地です。水道設備を設けて家を増築、合併浄化槽を新設し、下の東側に一軒家があるのですが、そこにもれないように注意していただくよう意見申してあります。東側は□が何個か建っており平坦な土地で建築可能な状態であります。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。2 番。

小坂委員 下に□がありますよね。ここに家を建てて水捌けは大丈夫ですか。

新保委員 合併浄化槽でいいみたいです。

小坂委員 合併浄化槽は地下浸水型ですか、それとも下水に流すんですか。

新保委員 下水は流さないです。

小坂委員 下水は通っていないのですか。

新保委員 はい。

春木委員 8 番。

- 土屋議長 はい、8番。
- 春木委員 □と○さんの位置関係としてはかなり○さんの所が低いんです。浄化槽が溢れても□にいくということはないです。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり許可相当とし、東京都へ進達いたします。続きまして日程第3「農地の権利移動の許可」について議案第7号を上程いたします。事務局から議案第7号の朗読及び内容の説明をお願いします。
- 事務局(本間) 説明します。申請地は2筆あります。申請人及び譲受人は□▲番地、○○、▲歳。譲渡人は□▲番地、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡。□▲番▲、面積は▲㎡。申請事由ですが、譲受人である○○は譲渡人の○○より申請地を無償にて取得し、自然薯の規模拡大と野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名、労力状況につきましては、労働力男1名、トラクター1台、耕運機2台となっております。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から□方面に向かい▲mほど進み交差点を左折、道なりに▲mほど進み交差点を右折し、▲mほど進んだ交差点を左折、道なりに▲mほど進み交差点を右折し、▲mほど進んだ場所に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。9番。
- 向山委員 議案7号、「農地の権利移動の許可」についての補足説明をいたします。11月23日、金曜日に地元委員の小坂さん、中村さん、私、事務局の本間さんの4名にて申請地の現地の確認、調査、見まわりをいたしました。その結果3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしくをお願いいたします。申請地▲番▲の隣接地、東側と北側は普通畑と宅地、西側は町道を挟んで普通畑と山林、南側は町道を挟んで普通畑と宅地です。申請地内は周りをあすなろ、シイの木、桜、杉、樫の大木に覆われる防風林となっており、日当たりも良く日照時間も長く、平らで最良の畑です。現在の畑内は雑木の大木に覆われています。伐採とか開墾をすれば最良の畑になると思います。▲番▲の東側は町道を挟んで農振と山林、西側は町道を挟んで山林及び○の□になっています。南側は宅地と山林、北側は町道を挟んで普通畑と宅地、申請地内は周りをあすなろ、シイの木、桜、樫の大木に覆われる防風林となっており、日当たりも良く日照時間も長く、最良の畑です。こちらは段々畑になっています。畑内は所々更地で雑木、立派な作業倉庫が1棟建っております。作付けは自然薯、野菜少々、レモンがなっており、将来は規模拡大をしたいとのことです。本人は自分が自然薯で成功したら各農家さんに作付して普及したいとのことです。両方の申請地も標高の高い土地なので、朝晩の寒暖差があり良い品が栽培されると思います。島の名物・名産として認められるようにもっていききたいとのことです。ただ、年齢が▲歳なので、体が続く限り頑張ってくださいと

話しておりました。今回は両方を合わせるとかなりの坪数で、耕作放棄地の解消にも繋がりますので、お願いいたします。以上補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。2番。

小坂委員 今の補足説明。労力状況のところトラクター1台、耕運機2台となっていますが、耕運機2台はショベルカー2台だと思います。普通の耕運機ではない。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第7号は、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第4「大島町表彰条例に基づく被表彰候補者の推薦」について事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) それでは説明いたします。大島町の町政又は公益に関し、功労又は善行のあった者に対する表彰事業で、一般表彰、特別表彰、職員表彰の3種類があります。表彰者となる者の詳細につきましては、本日お配りしている大島町表彰条例に記されております。基準日は、平成30年4月1日現在となっており、資料の最後に歴代表彰者の一覧を添付しております。委員の皆さまにつきましては、大島町農業委員会として、どなたか推薦の対象となる方がいらっしゃるかご意見をいただき、大島町へ回答したいと思っております。それではご審議の程、よろしくをお願いいたします。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明に関して、発言のある委員は挙手願います。この件につきましては休憩で話していただければ一番良いのですが、どうですか。

小坂委員 休憩にして。

土屋議長 休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。農業委員12年以上経った人を自動的に推薦する。農業者3名。

事務局(本間) ○○さん、○○さん、○○さん。

土屋議長 これで決定してよろしいですか。それでは事務局、よろしく申し上げます。貰っていたら駄目ってことですね。表彰候補者についてはこれで終わります。

向山委員 断ることもできるんでしょう。

土屋議長 はい、前も断られていますし、断られたらそれで駄目ってことになりますから。

小坂委員 辞退なら辞退で別に、無理にくれるものじゃないから。

土屋議長 まず町長たちが先に審査して、それが通ると表彰委員会にかかってそこで決定し、事務局が推薦されましたってことで。

小坂委員 表彰委員会にかかるまでは分からない。

土屋議長 今の件で農業委員会としては農業委員が3名、一般が3名、計6名を推薦します。続きまして、日程第5「その他」について、事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 平成30年度大島町農地貸借等要望申出書を1件説明いたします。申請人は、□▲-▲-▲、○○。申請地は2筆あります。□▲番▲、面積は▲㎡、□▲番▲、面積は▲㎡。

次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地の□▲番▲は、□▲号線、□から□側に▲mほど進み交差点を右折し▲mほど進んだ進行方向右手側になります。□▲番▲は□から□道なりに▲mほど進み交差点を右折し道なりに▲mほど進み交差点を左折し▲kmほど進んだ進行方向左手側になります。農地については、大島町の農業委員会の譲渡の斡旋を要望するものです。以上です。

土屋議長
小坂委員

その他についてご意見ありましたらお願いします。2番。

北海道の地震について西日本の土砂災害に1,000円ずつ出して、他にも視察旅行の自主研修のお金も全部使ってしまった西日本には大分お金を使ったから、それ相当のものを出すとすると1,000円位ではとてもじゃないけど間に合わない。何を基準にしてくれるのか、くれないのか。西日本並みにくれるのであれば、報酬の1ヶ月分や2ヶ月全部出さなくてはならなくなる。日本列島、どんな災害が起きるか分からないのに全部使い切ってしまった。東京農業会議も西日本には寄付をお願いしますと来て、今回は何も言ってこない。やるんですかやらないんですか、皆の意見を聞いてみてください。

土屋議長

ただいま2番委員さんから北海道の災害について説明がありましたけど、皆さんどういう意見がありますか。この件につきまして休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長

それでは再開いたします。見舞金につきまして2番委員さんから意見がありました北海道についてはどうしますか。

小坂委員

前回西日本にくれて全然出さないって訳にいかない。1,000円持って来て事務局にやってもらって。

土屋議長

赤十字にやるってことで1,000円ずつ集めて。

小坂委員

振込料はどうするんですか。

土屋議長

見舞金だったらただ、違いますか。

事務局(課長)

口座によってはもしかしたら無料に。

小坂委員

それか会長のポケットマネーで。

事務局(課長)

それが良いと思います。

土屋議長

今回は1,000円ずつ頂いて、次回からは町が募金を集める時に農業委員も便乗して集めるということによろしいですか。

事務局(本間)

1,000円集めるのは来月の委員会の時に。赤十字でしたら今すぐでも1ヶ月先でも締切りの期限はないと思います。また案内を入れさせていただきますので。

土屋議長

9番。

向山委員

2点くらいお伺いいたします。差木地の貯水池の上の方に砂防ダムを東京都でやりますよね。○さん家の上を上がっていくところの道からずっと上がって行って何かやるみたいだけど、あの突端に大きい鳥籠があったんですよ、あれは撤去したの見ましたか。

事務局(課長)

見ました。

向山委員

もう1つ、業者に聞いた話で、前回も言ったんだけど、濁る水がエバフローも詰まってしまう臭いもあるっていう。そういう職に就いている人が言ってくれたんですが、農業用水を排水する管の取付けがボトムからどの位離れているか聞きたい。

- 事務局(山田) 下ではなく上の方ですよね。何メートルかって言われるとここですぐには出てこないんですけど。
- 向山委員 高さはボトムからトップまで10m位ありますか。
- 事務局(山田) そんなにないです。
- 向山委員 7、8mですか。
- 事務局(山田) ないです。
- 向山委員 一杯まで溜まったとして、その中間位ですか。
- 事務局(山田) 中間から上位にはなると思います。
- 向山委員 そんなに上ですか。それで濁りが出てくるんですか。ある人はボトムの近くから流しているから濁り水が出るのではないかと言っていたもので。それだったら、確かに濁り水は出るね、そこに一番浮遊物が沈殿しているから。かなり上からやっているんですか。
- 小坂委員 かき混ぜているのではないですか。結局、下のものも上に混ざってきってしまう。前に比べて臭いは無くなったが泥が凄い、道具が1ヶ月で使い物にならなくなってしまいます。
- 向山委員 やっぱりやっているんですね、下からではなく上から。それでも駄目ってこと、分かりました。あと1点聞きたいんですけど、支庁のキョンの話ですが、先月支庁に言っただけでいいですか。支庁の担当に話をしましたか。
- 事務局(山田) はい、しました。
- 向山委員 キョンも自分が生きていて生きていくわけではなく、生まれてきて生きていくわけですが、人間もそうなんだけど。確かに農作物を荒らして大変な被害を出しているけど一般の人や観光客が首つりを見ていると良い場面ではない。東京都も町もそうですが莫大な税金を使ってやっているわけ、ただ殺すだけでなく捕獲して、地方地方で変わった物を食べさせるジビエをやっていますね。大島でもお金をかけて捕獲するのだから、そういうことを町は無理だけど東京都なのか支庁なのか、研究の声を出している人がいます。
- 五十嵐委員 外来生物は食べてはいけません。
- 事務局(山田) そうですね。
- 向山委員 それは皮をとるとか肉をとって加工するとか、地元で特別料理みたいな観光産業の中に入れるとか。莫大な量がいるのだから、ただ捕って殺すだけではもったいない。そういう話を持っていても良いと思う、研究してもらっても。
- 事務局(山田) そういう声はありますが割に合わないというのが結論です。誰が捌くのか、捌くには何千万何億円と掛かる施設が必要、キョンの個体1頭から肉が1kgから多くても3kgしか取れない。あくまで町も東京都も然り、私達は防除・捕獲をしていますので資源としては見ていないというところで電卓をたたいてやっていると割に合わないです。
- 小坂委員 キョンは台湾が現地。台湾では高級品だって。台湾に元々住んでいた人しか捕れないんですよ。新聞で見たんだけど台湾では骨から角から皮から肉から捨てるのはどこもない、逆に捕る数も制限しているのだから。それを千葉県では視察に行っただけでどうしているのか、千葉県を注目しているのだから。
- 向山委員 ジビエが流行っているみたいだし、資源は幾らでもあるのだから。
- 小坂委員 食べた人の話を聞くと美味いって。キョンは鹿科だから、鹿の肉と同じ。

- 向山委員 鹿科でしょう、牛科ではないですよ。ある人は食べているみたいですよ、食べてみたい。
- 小坂委員 新島は本当の鹿だけど最初は食べていたんだから。だけど、ダニが凄くて食べなくなつたみたいよ。
- 向山委員 やはりある程度、研究みたいなことはやっているのですね。
- 事務局(山田) 研究のような声は皮を剥ぐみたいなことはありますけど採算が合わないです。
- 向山委員 商売にするには難しいということですね、勿体ないな。昔なら喜んで食べるよ、60年前だったらリスやカラス、蛇は食べる。イタチの皮なんか最高だったよ。
- 土屋議長 そういうことでこの件は終わります。その他で何かありますか。
- 向山委員 最後に出ていたよね、任期が3月で終わりだから書類を付けていたよね。
- 事務局(本間) 説明は特にはないです。
- 向山委員 いつまでに出すとか。
- 事務局(本間) 来月の26日です。農業委員会開催日の次の日を予定しています。再度呼びかけはさせていただきます。
- 土屋議長 その他何かございますか。特にはないので、これをもちまして第8回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員